

改訂意匠審査基準（案）

「優先権」関連部分

第Ⅳ部 パリ条約による優先権

1. 概要

パリ条約による優先権とは、パリ条約のいずれかの同盟国(第一国)において意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に意匠登録出願する場合に、新規性、創作非容易性等の判断に関し、第二国における意匠登録出願について、第一国における最初の出願の日（以下本部において、「優先日」という。）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利である。

我が国においては、世界貿易機関の加盟国の国民又は特許庁長官が指定する、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしている国の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張を行うことが認められている（パリ条約の例による優先権）。

2. パリ条約による優先権の主張の要件等

パリ条約による優先権の主張の要件は以下のとおりである。

(1) パリ条約による優先権を主張することができる者（→2.1）

パリ条約の同盟国の国民であって、パリ条約の同盟国に正規に出願をした者又はその承継人であること

(2) パリ条約による優先権の主張を伴う出願ができる期間（→2.2）

我が国の意匠登録出願が第一国の最初の出願の日から6か月以内になされていること

(3) パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願（→2.3）

① 第一国にした正規の出願であること

② 第一国にした最初の出願であること

③ 意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

また、優先権の主張にあたり、以下の手続がなされている必要がある。

(4) パリ条約による優先権の主張の手続

我が国の意匠登録出願と同時に優先権の申し立て、出願の日から3か月以内に優先権証明書の提出がなされていなければならない（→2.4）

上記に加え、優先権の主張の効果が認められるためには以下の要件を満たしている必要がある。

(5) パリ条約による優先権主張の効果の認否（→4.）

我が国に出願された意匠が、優先権の基礎とする出願の意匠と同一であること

なお、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権については、本部2.5「特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権」を参照されたい。

2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者

パリ条約による優先権を主張することができる者は、パリ条約の同盟国の国民（注）であって、第一国に正規の出願をした者又はその承継人である（パリ条約第2条、パリ条約第3条、パリ条約第4条A(1)）。

（注）パリ条約第3条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。

2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に6か月である（パリ条約第4条C(1)、同第4条E(1)）。

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から6か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかつた場合であって、その意匠登録出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願

パリ条約による優先権の主張の基礎とする出願は、以下の2.3.1ないし2.3.3の全ての要件を満たすものでなければならない。

2.3.1 第一国にした正規の出願であること

優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした出願（ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を含む（注））でなければならない（パリ条約第4条A(1)な

いし同(3)、同第4条C(4)、同第4条D、ジュネーブ改正協定第6条(2))。

(注) 「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第IX部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

2.3.2 第一国にした最初の出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、パリ条約の同盟国における最初の出願のみである(同第4条C(2)及び(4)、同第4条D(1))。これは、最初の出願に記載された意匠について、後の出願を基礎として再度(すなわち累積的に)優先権の主張の効果を認めると、実質的に優先期間を延長することになるからである。

2.3.3 第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、第一国にした、意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願である。

なお、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることは、パリ条約上規定されているが(パリ条約第4条E(1))、特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることの可否については、パリ条約上に規定がなされていない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、以下のとおり、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づいて判断する。

(1) 優先権の基礎となる出願が、実用新案登録出願である場合

パリ条約第4条Eに基づき、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることができる。

(2) 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

(3) 優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国においては、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であっても、優先権の主張の効果は認められない。

2.4 パリ条約による優先権の主張の手続

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から3か月以内に、優先権証明書提出しなければならない（意匠法第15条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項ないし第3項）（ハグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第IX部第14章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」を参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から●か月間、優先権証明書を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により優先権証明書を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、優先権証明書を提出することができる。

- （1）優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延が原因の場合は優先権証明書の入手から●か月（在外者の場合は●か月）
- （2）上記（1）以外の理由の場合については、①優先権証明書を提出することができなかった理由がなくなった日から●日（在外者の場合は●か月）又は②優先権証明書の提出がない旨の通知の受領の日の●か月後から●か月（●か月）の、いずれか早い方が経過するまで

2.5 特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権

我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約に

よる優先権の主張の場合と同様である。

〈特許法第 4 3 条の 3 の規定に従いパリ条約の例により優先権の主張が認められるもの〉

- (1) 日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。)が、世界貿易機関 (WTO) の加盟国においてした出願に基づく優先権 (第 43 条の 3 第 1 項)
- (2) WTO 加盟国の国民が、パリ条約同盟国又は WTO 加盟国においてした出願に基づく優先権(第 43 条の 3 第 1 項)
- (3) パリ条約同盟国又は WTO 加盟国のいずれにも該当しない国であって、日本国と同一の条件により日本国民に対して優先権の主張を認めることとしており、かつ、特許庁長官が指定する国(以下この章において「特定国」という。)の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権 (第 43 条の 3 第 2 項)
- (4) 日本国民又はパリ条約同盟国の国民若しくは WTO 加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権(第 43 条の 3 第 2 項)

これらの優先権の主張を伴う出願については、パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願の場合と同様に取り扱い、その効果は、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

3. パリ条約による優先権の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第 4 条 B で、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

よって、審査官は、優先権の主張の効果を認める場合には、意匠法の以下の①ないし⑤の実体審査における規定の適用にあたり、優先日をその判断の基準となる日(以下この章において「基準日」という。)として取り扱う。

- ① 新規性(第 3 条第 1 項)
- ② 創作非容易性(第 3 条第 2 項)
- ③ 先願の一部と同一又は類似(第 3 条の 2)
- ④ 先願(第 9 条)
- ⑤ 関連意匠 (第 1 0 条)

4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一

4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方

審査官は、我が国への意匠登録出願の意匠が、第一国の最初の出願（以下、「第一国出願」という。）の意匠と同一であると判断する場合に限り、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。当該判断における「意匠の同一」の基本的な考え方については、以下のとおり。

- （１）意匠の表現形式にかかわらず第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが同一の意匠であればよい。
- （２）第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠が同一の意匠であるか否かは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全てを総合的に判断することにより行う。
- （３）第一国出願の意匠の認定（意匠に係る物品等、物品等の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国の法令等も考慮して行う。

4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について

第一国出願の意匠と、我が国の意匠登録出願の意匠が同一と認められるためには、原則、両意匠の意匠に係る物品等が同一でなければならない。

ただし、願書の記載項目や記載方法は各国で異なることから、審査官は、例えば、第一国出願の意匠の意匠に係る物品等の名称と、我が国の意匠登録出願の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載とが相違する場合であっても、当該記載のみで両意匠が同一か否かを判断するのではなく、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体と我が国の意匠登録出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断して、両意匠の意匠に係る物品等が同一か否かを判断する。

また、その判断の際には、各国の法令等の相違についても考慮する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄に具体的な用途及び機能が明確となるものを記載した場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形状等が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。図面に表された意匠の形状等は第一国出願のものと同一である。

（説明）第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体から総合的に判断して導き出される複数の物品のうち、一の物品を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。

日本出願：意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。

（説明）画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

4.3 一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、審査官は、例えば以下の例のように、我が国の意匠制度に基づき第一国出願の願書及

び願書に添付された図面等から認定できる意匠ごとに出願を行ったものと認められる場合は、1つの出願の中に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

- (1) 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国の意匠登録出願の意匠とした場合
- (2) 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合
- (3) 第一国に出願された意匠と、第一国に出願されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。
- (4) 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願A：ボールペンの蓋の意匠

第一国出願B：ボールペン本体の意匠

日本出願：第一国出願Aと第一国出願Bとを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠

（説明）各第一国出願の意匠から、我が国の意匠登録出願の意匠を直接導き出すことができない。また、各第一国出願の意匠は、それぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であることから、審査官は、それら複数の第一国出願の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と判断しない。

4.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について

第一国出願の意匠が、我が国の意匠法第7条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

- (1) 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、第一国出願の部品の意匠と、第一国出願の

願書及び願書に添付された図面等に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

- (2) 第一国出願の意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠

日本出願：自転車用サドルの意匠

(説明) 第一国出願は、我が国の意匠法第7条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一とは認められない。

- (3) 第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせる完成品とするものであって、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載にはない組合せについて、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合
- ① 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。
 - ② 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体から総合的に判断して、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等には開示されていない組合せについて我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されている。また、願書に、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（A+b）

（説明）第1国出願において、図示されている意匠は、3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）の合計7つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（A+a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（A+b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については9つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

4.5 第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合について

審査官は、第一国出願の図面等において、物品等の全体の形状等が表されていない場合、それぞれ以下のように取り扱う。

- （1）第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に物品等の一部の形状等のみが表されている場合に、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該物品等の全体の形状等について意匠登録を受けようとするものである場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

(2) 第一国出願の図面に物品等の一部の形状等のみが表されており、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該部分を意匠登録を受けようとする部分とし、「その他の部分」を追加したものである場合

① 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に表された意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断しても導き出すことができない場合は、我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠であると判断しない。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする意匠の出願である。

（説明）第一国出願の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載からは、その模様の物品全体における位置、大きさ、範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠とは認められない。

② 第一国出願の意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断した結果導き出すことができ、我が国の意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲と一致する場合は、両意匠は同一の意匠と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形状等を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形状等は記載されていない
日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする出願

（説明）第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体における位置、大きさ、範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、同一であると判断される。

4.6 意匠の構成要素が異なる場合

日本に出願された意匠が、第一国出願の意匠と同一と認められるためには、両意匠の意匠に係る物品等の形状、模様、色彩若しくはその結合（以下、「意匠の構成要素」という。）が同一でなければならない。意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、原則として、優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、図面等に表された意匠の構成要素が異なっても、第一国出願の願書のその他の記載等により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合（例えば、第一国出願の図面においては色彩が付されているが、説明で色彩については権利を請求しない旨記載されている）、又は、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断したときに、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について保護を受けようとするものであることが当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

<意匠の表現方法が異なる場合の例>

- ①第一国出願の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されている場合
- ②第一国出願の意匠が図面（CGを含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合
- ③第一国出願の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠

登録出願に係る意匠が図面（CGを含む）で表されている場合

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】表現方法は異なるが、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

（説明）第一国出願の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が斜視図2図で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による6面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による6面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら6面図によって表された形状等は、第一国出願の図面の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）第一国出願の図面が、6面が表れた斜視図2図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が写真で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

（説明）第一国出願では写真を用いているのに対し、我が国の意匠登録出願では図面を用いていることから、意匠の表現方法が異なるが、それぞれ示された意匠が一致するため、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。